

企画総務委員会

送付 20 - 7

東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情

受付年月日 平成 20 年 9 月 24 日

陳 情 者 千代田区神田岩本町二丁目 7 番 2 号
東京都行政書士会千代田支部

支部長 いちだ 市田 しんいちろう 進一郎

千代田区神田岩本町二丁目 7 番 2 号
東京行政書士政治連盟千代田支部

支部長 いちだ 市田 しんいちろう 進一郎

陳 情 書

趣旨

- 1．東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請に関して、「代理申請システムを構築し、当該システム行政書士用電子証明書を使用できる」ように東京電子自治体共同運営協議会に意見されたい。
- 2．東京電子自治体共同運営サービスにおける既存の電子申請の代理申請システムに関して、「行政書士用電子証明書を使用できるシステム改築」を東京電子自治体共同運営協議会に意見されたい。

理由

1 について、現在、区市町村の公共調達に係る入札参加資格申請においては、東京電子自治体共同運営サービスにて電子申請の一括受付がされているところだが、そのシステムでは未だに行政書士による代理システムが構築されていない。現状では、当該システムが構築されていないために、2つの問題点がある。

一に、インターネット環境になじまない中小事業者の入札参加への障壁が非常に高くなっている現状があり、このことは、公平かつ公正な入札制度の趣旨に反し、また、平成19年3月に総務省が策定した新電子自治体推進指針「利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」という趣旨にも反するということ。

二に、千代田区民から申請手続きを依頼された場合、申請者の電子証明書を行政書士が借り受け、申請者本人に「なりすまし」をして申請することが黙認された現状は、責任の所在が不明確となり、かつ、セキュリティ面で非常に問題があること。

千代田区民の権利を守るためにもこれらの問題点を改善し、早期に代理申請システムの構築及び真性担保並びに責任の所在を明確化する観点から行政書士用電子証明書の活用を強く望むところである。

2 については、東京電子自治体共同運営サービスにおける既存の電子申請には代理システムが既に構築されているが、未だに行政書士用電子証明書を使用することができない現状があるため、1 と併せて要望する次第である。

今後、東京電子自治体共同運営サービスのシステム改築を行う際には、以上の住民視点を踏まえたシステムを改築とするよう千代田区から東京電子自治体共同運営協議会に対し意見を頂きたく、要望する次第である。

以上、陳情する。

平成20年9月24日

千代田区議会議長 高山 はじめ 殿